

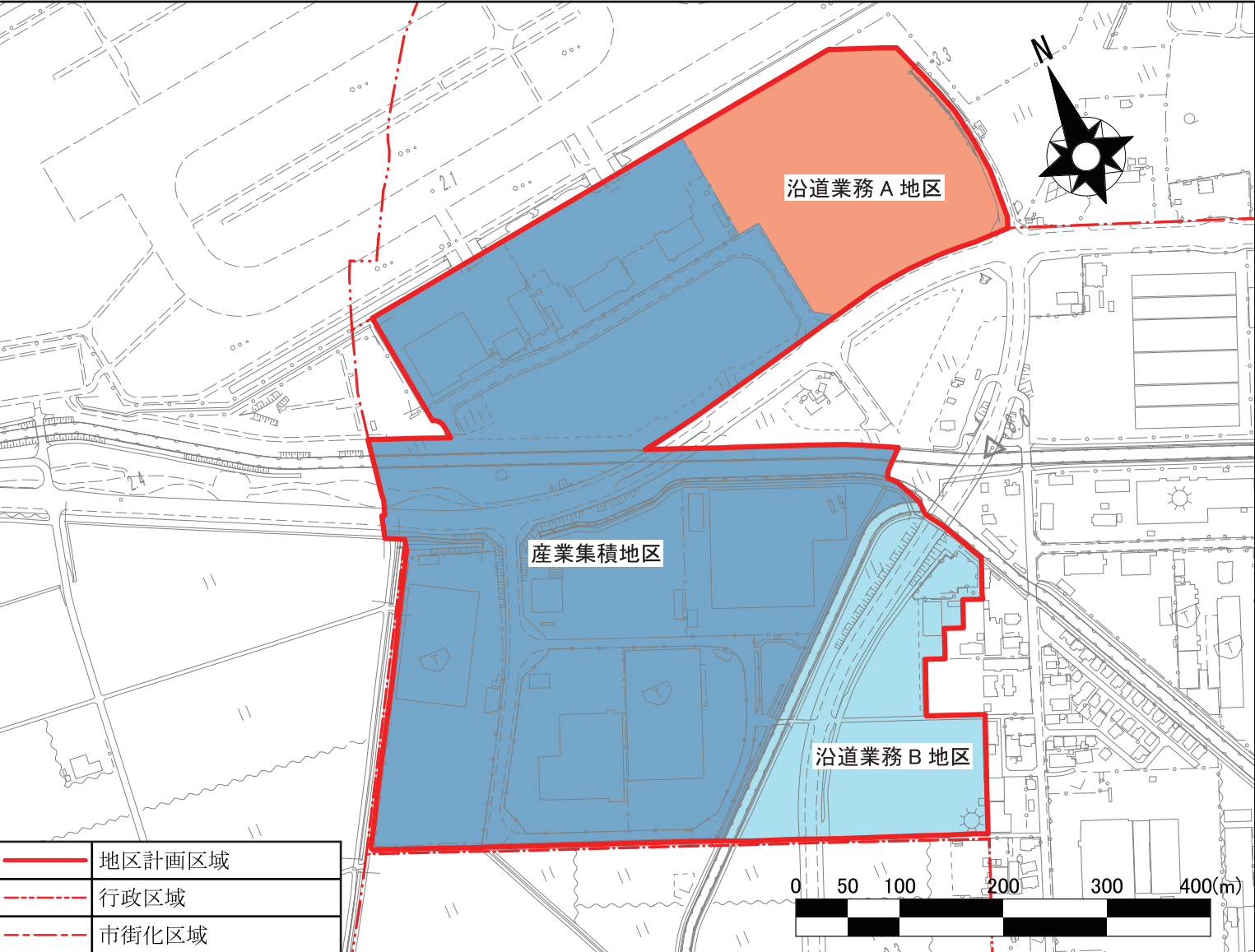
矢野目西地区計画ガイド

矢野目西地区計画は令和元年5月に都市計画決定しました。令和8年9月に新たな地区を地区計画の対象区域に編入するとともに、まちづくり方針別に沿道業務地区を「沿道業務 A 地区」と「沿道業務 B 地区」に分け、都市計画を変更しました。

こんな時、地区計画の区域内における行為の届出が必要となります

届出が必要な場合	届出の方法
① 建築物の新築、増改築 ② 土地の区画形質の変更	① 期 間 工事着手の 30 日前まで ② 届出窓口 岩沼市 建設部 都市計画課 ※ 工事は、届出の審査結果（不勧告通知）を得てからの着手となります。

地区整備計画区域割図



地区整備計画区域	産業集積地区	沿道業務 A 地区	沿道業務 B 地区
まちづくりの方針 (土地利用方針)	良好な操業環境を保全し、工場・倉庫系の土地利用を図る。	隣接地域の工場等の操業環境に配慮しつつ、沿道サービス・地域活性化に資する土地利用を図る。	県道塩釜巨理線が縦断し、隣接地域には住宅も存在している。隣接地域へ配慮しつつ、周辺を含めた工業団地の利便性向上に資する土地利用を図る。
まちづくりのルール (地区整備計画)	建築物の用途の制限	建築物の用途の制限	建築物の用途の制限
壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、道路境界線からの距離にあっては2m、隣地境界線（公園境界線を含む。）からの距離にあっては1mとする。		
建築物の高さの最高限度			建築物の高さは、次に掲げるものとする。 (1) 20m以下
用途地域 容積率 (%) / 建蔽率 (%)	工業専用地域 200 / 60 準工業地域 200 / 60	準工業地域 200 / 60	工業地域 200 / 60

※沿道業務 B 地区については、「悪臭防止法第2条第1項に定める特定悪臭物質を排出する施設」の制限があります。
(地区計画による届出は必要ありません)